

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十四号

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（期限付き入居）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三 知事は、多様な年齢階層の世帯の入居の促進及び公営住宅の有効活用を図るため、公営住宅のうち有効期間を定めて入居させることが適当と認めるもの（以下「期限付き公営住宅」という。）について、有効期間を五年に限ることができる。

2 前項の規定により期限付き公営住宅に入居することができる者は、第六条第一項各号の条件及び多様な年齢階層の世帯の入居の促進を図るために必要なものとして規則で定める条件を具備する者でなければならない。

3 知事は、有効期間の満了時において、多様な年齢階層の世帯の入居の促進及び公営住宅の有効活用に資するものとして規則で定める場合に該当するときは、五年を超えない範囲内において規則で定める期間、有効期間を延長することができる。

4 前条第三項から第五項まで、第七項及び第八項の規定は、期限付き公営住宅について準用する。この場合において、同条第三項中「有効期間を限る子育てに適する公営住宅」とあるのは「期限付き公営住宅」と、「前条第一項の規定による入居の申込みをした者（以下「入居申込者」という。）」とあるのは「入居申込者」と、同条第五項中「有効期間を限る子育てに適する公営住宅」とあるのは「期限付き公営住宅」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 有効期間を限る子育てに適する公営住宅又は期限付き公営住宅の有効期間（第九条の二第六項又は第九条の三第三項の規定による延長があったときは、延長後の有効期間）が満了したとき。

第三十九条第四項中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改め、同条第五項中「第一項第八号」の下に「及び第九号」を加える。

第五十二条第一項第二号中「イ、ロ又はハ」を「イ又はロ」に改める。

第五十六条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 有効期間を限る子育てに適する公営住宅又は期限付き公営住宅の有効期間（第九条の二第六項又は第九条の三第三項の規定による延長があったときは、延長後の有効期間）が満了したとき。

第五十六条第三項中「第九号」を「第八号から第十号まで」に改め、同条第四項中「又は第八号」を「から第九号まで」に改め、「同項第七号」の下に「及び第九号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年九月一日から施行する。ただし、第五十二条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。